

2020年3月26日

契約認証機関 御中

契約認定機関 御中

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う審査対応について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「協会」）の活動にご支援ご協力賜り有難うございます。

このたび、協会は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の影響の伴う審査及び監査の対応につき、下記のとおり通知いたします。

敬具

記

1. 適用開始

本文書は、公表日である2020年3月26日に適用を開始する。

2. 認証の有効期限の延長

契約認証機関は、以下の条件を満たす場合に、認証を延長することができる。ただし、更新された認証の有効期限は、もとの再認証サイクルに基づくものとする。

- ① 契約認証機関は、COVID-19の影響により認証を延長する以外の他の手段がないことを証明しなければならない。
- ② 認証の延長を検討せざるを得ないCOVID-19の影響として、移動制限が発効されている、あるいは、認証された組織が当該事業所への入場を許可しないなどの状況である。
- ③ 契約認証機関は、認証を延長した場合、IAF-ID3:2011（認定機関、適合性評価機関及び認証された組織に影響を及ぼす非常事態又は特殊な状況の管理に関するIAF参考文書）が定めるリスク評価に基づき、延長に係るすべての意思決定及び延長の手順について、文書による記録を残さなければならない。
- ④ 契約認証機関は、延長対象となるサイトへの移動制限や当該事業所への入場制限が継続しているか否かを記録に残さなければならない。
- ⑤ 延長許容期間は最大で6か月とする。

- ⑥ 契約認証機関は、移動制限や当該事業所への入場制限が解除され次第、すみやかに審査を再開しなければならない。契約認証機関は、リスク評価に基づき審査を再開するための意思決定プロセスを確立しておかなければならない。

3. 協会への報告

契約認証機関は、サイトの認証を延長する場合には、対象サイト及び延長を決定したリスク評価の記録をすみやかに協会に提出しなければならない。

以上